

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
がとる翌)

## 目 次

◇告 示 昭和六十年鳥取県一般会計補正予算等  
昭和六十一年度鳥取県一般会計予算等

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十九号

昭和六十一年二月定例県議会で三月十二日議決された昭和六十年鳥取県一般会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管轄港水産施設事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管轄駐車場事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算。

昭和六十年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管轄電気事業会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管工業用水道事業会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管轄立事業会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管轄観光施設事業会計補正予算及び昭和六十一年度鳥取県管轄病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 昭和60年度鳥取県一般会計補正予算

昭和60年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,254,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### (繰越明許費)

第2表 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

#### (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

#### (地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1 県 民 税	36,520,320 千円	△ 2,099,328 千円	34,420,992 千円
	2 事 業 税	10,223,729	△ 1,130,248	9,093,481
	3 不 動 産 取 得 税	1,632,545	△ 42,076	1,590,469
	4 県 々 ば び 消 費 税	1,428,913	4,548	1,433,461
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	373,159	△ 4,081	369,078
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	2,916,010	△ 96,243	2,819,767
	7 自 動 車 税	5,034,072	△ 18,585	5,015,487
	8 鉱 区 税	3,471	171	3,642
	9 狩 猟 者 登 録 税	18,028	507	18,535
	10 自 動 車 取 得 税	1,813,052	△ 108,526	1,704,526
	11 軽 油 引 取 税	3,117,739	△ 225,837	2,891,902
	12 入 猟 税	13,388	257	13,645
3 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	82,937,157	490,717	83,427,874
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金	4,654,724	5,806	4,660,530
	2 負 担 金	3,338,137	20,088	3,358,225
	6 使 用 料 及 び 手 数 料	3,950,813	△ 14,221	3,936,592
1 使 用 料	1 使 用 料	3,141,546	△ 22,666	3,118,880
	2 手 数 料	809,267	8,445	817,712
7 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	22,964,951	△ 8,443	22,956,508
	2 国 庫 補 助 金	48,815,751	14,704	48,830,455
	3 委 託 金	913,363	△ 6,209	907,154
8 財 産 收 入	1 財 産 運 用 收 入	1,726,178	6,114,737	7,840,915
	2 財 産 売 払 収 入	1,165,966	28,877	1,194,843
9 寄 附 金	1 寄 附 金	560,212	6,085,860	6,646,072
	2 寄 附 金	460,476	194,761	655,237

10 繰 入 金	1 寄 附 金	460,476	194,761	655,237
	2 基金繰入金	8,829,401	△ 827,000	8,002,401
	1 特別会計繰入金	888,606	△ 58,569	830,037
	2 基金繰入金	8,829,401	△ 827,000	8,002,401
	12 諸 収 入	29,319,662	△ 4,354,235	24,965,427
	2 県預金利子	68,264	25,509	93,773
	3 公営企業貸付金元利収入	2,804,768	△ 163,075	2,641,693
	4 貸付金元利収入	23,167,690	△ 3,991,393	19,176,297
	5 受託事業収入	276,393	△ 16,366	260,027
	6 収益事業収入	536,000	17,797	553,797
	7 雑 入	2,372,709	△ 226,707	2,146,002
	13 県 債	16,160,000	1,878,000	18,038,000
1 県 債	16,160,000	1,878,000	18,038,000	
歳 入 合 計	260,923,350	1,330,720	262,254,070	
歳 出				
款 項	補正前の額	補 正 額	計	
1 議 会 費	749,495	△ 12,086	737,409	
2 総 務 費	15,815,419	△ 242,766	15,572,653	
1 議 会 費	749,495	△ 12,086	737,409	
1 総務管理費	12,479,617	△ 663,696	11,815,921	
2 企 画 費	468,341	486,754	955,095	
3 徴 税 費	1,504,413	△ 11,559	1,492,854	
4 市町村振興費	584,298	△ 36,591	547,707	
6 防 災 費	140,237	△ 2,922	137,315	
7 統計調査費	403,988	△ 11,333	392,655	
8 人事委員会費	102,805	△ 3,291	99,514	
9 監査委員費	104,344	△ 128	104,216	
3 民 生 費	15,890,912	△ 831,154	15,559,758	
1 社会福祉費	8,405,706	△ 229,423	8,176,283	
2 児童福祉費	4,771,225	△ 26,245	4,744,980	
3 生活保護費	2,706,418	△ 75,486	2,630,932	
4 衛 生 費	9,081,647	△ 244,234	8,837,413	

5 労働費	1 公衆衛生費	2,361,933	△ 155,714	2,206,219
	2 環境衛生費	560,446	△ 35,009	525,437
	3 保健所費	1,293,961	△ 926	1,293,035
	4 医薬費	4,865,307	△ 52,585	4,812,722
6 農林水産業費		1,168,057	△ 50,882	1,117,175
	1 労働費	301,893	3,679	305,572
	2 職業訓練費	566,361	△ 46,877	519,484
	3 失業対策費	203,837	△ 8,375	195,462
7 商工費	4 労働委員会費	95,966	691	96,657
		42,515,015	△ 1,163,804	41,351,211
	1 農業費	10,652,128	△ 610,862	10,041,266
	2 畜産業費	3,050,217	△ 70,337	2,979,880
8 土木費	3 農地費	16,513,107	△ 199,753	16,313,354
	4 林業費	8,336,634	△ 192,573	8,144,061
	5 水産業費	3,962,929	△ 90,279	3,872,650
		23,531,078	2,108,078	25,639,156
9 警察費	1 商業費	13,750,921	△ 1,461,096	12,289,825
	2 工鉱業費	9,400,365	3,686,708	13,087,073
	3 観光費	379,792	△ 117,534	262,258
		56,496,870	856,833	57,353,703
10 教育費	1 土木管理費	320,521	△ 3,176	317,345
	2 道路橋りょう費	22,566,589	792,064	23,358,653
	3 河川海岸費	15,205,754	92,788	15,298,542
	4 港湾費	9,251,355	72,529	9,323,884
9 警察費	5 都市計画費	6,273,586	43,604	6,317,190
	6 住宅費	2,879,065	△ 140,976	2,738,089
		10,754,367	△ 403,598	10,350,769
	1 警察管理費	9,445,692	△ 403,598	9,042,094
10 教育費		51,788,221	819,768	52,607,989
	1 教育総務費	3,392,853	△ 17,264	3,375,589
	2 小学校費	19,185,965	91,341	19,277,306
	10,143,594	472,710	10,616,304	



		単県急傾斜地崩壊対策事業費		15,990
4	港 湾 費	港 湾 修 築 事 業 費		36,000
		鳥 取 空 港 整 備 事 業 費		337,980
		鳥取空港整備関連事業費		4,949
5	都 市 計 画 費	街 路 事 業 費		11,500
		流 域 下 水 道 事 業 費		51,125
11	災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		54,600
		復 旧 費		1,152,402
		計		2,297,354

第3表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度 額
米子崎津地区中核工業団地造成事業の用地購入費	昭和60年度から昭和61年度まで	896,833 千円
土 地 改 良 費	昭和60年度から昭和61年度まで	856,500
開墾及び開拓事業費	昭和60年度から昭和61年度まで	65,150
農 地 防 災 事 業 費	昭和60年度から昭和61年度まで	7,000

林 道 費	昭和60年度から昭和61年度まで	144,358
治 山 費	昭和60年度から昭和61年度まで	52,920
漁 港 建 設 費	昭和60年度から昭和61年度まで	144,900
道 路 新 設 改 良 費	昭和60年度から昭和61年度まで	1,080,186
橋りよう新設改良費	昭和60年度から昭和61年度まで	257,530
河 川 改 良 費	昭和60年度から昭和61年度まで	238,000
砂 防 費	昭和60年度から昭和61年度まで	181,000
海 岸 保 全 費	昭和60年度から昭和61年度まで	60,000
港 湾 建 設 費	昭和60年度から昭和61年度まで	198,500
街 路 事 業 費	昭和60年度から昭和61年度まで	367,950
公 園 費	昭和60年度から昭和61年度まで	158,100
下 水 道 費	昭和60年度から昭和61年度まで	102,000

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の利率 方%	限度額 千円	起債の利率 方%
環境保全費	33,000	%	21,000	%

治山費	473,000		468,000						
道路新設改良費	1,501,000		1,466,000						
道路維持費	926,000		936,000						
橋りよう新設改良費	152,000		159,000						
河川改良費	1,753,000		2,407,000						
海岸保全費	88,000		128,000						
砂防費	1,233,000		1,577,000						
港湾建設費	658,000		941,000						
港湾と頭用地造設費	534,000		467,000						
港湾管理組合費	126,000		232,000						
街路事業費	421,000		624,000						
公営住宅建設事業費	723,000		705,000						
高等学校施設整備費	905,000		874,000						
治山施設災害復旧費	49,000		15,000						
漁港施設災害復旧費	33,000		11,000						
建設災害復旧費	1,151,000		1,173,000						

港湾災害復旧費	22,000		0				
直轄河川事業費	533,000		705,000				
直轄海岸保全事業費	92,000		118,000				
直轄砂防事業費	159,000		202,000				
直轄港湾事業費	430,000		506,000				
直轄災害復旧費	87,000		225,000				
計	16,160,000		18,038,000				

昭和60年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和60年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,449,097千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 541,180	千円 4,859	千円 546,039
	2 自動車管理事業収入	24,742	△ 2,000	22,742
	3 集中管理事業収入	295,938	6,859	302,797
歳入	合計	544,238	4,859	549,097

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 536,651	千円 4,859	千円 541,510
	2 自動車管理事業費	25,343	△ 2,000	23,343
	3 集中管理事業費	295,638	6,859	302,497
歳出	合計	544,238	4,859	549,097

昭和60年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算  
 昭和60年度鳥取県収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139,086千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,956,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 3,033,312	千円 △ 132,014	千円 2,901,298
	1 証紙収入	3,033,312	△ 132,014	2,901,298
2 繰越金		61,933	△ 7,072	54,861
	1 繰越金	61,933	△ 7,072	54,861
歳入	合計	3,095,245	△ 139,086	2,956,159

歳出		補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰出金		千円 3,022,654	千円 △ 132,014	千円 2,890,640
	1 一般会計繰出金	3,022,654	△ 132,014	2,890,640
3 予備費		72,590	△ 7,072	65,518
	1 予備費	72,590	△ 7,072	65,518
歳出	合計	3,095,245	△ 139,086	2,956,159



昭和60年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算  
昭和60年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ903,530千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,456,927千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		1 国庫補助金	千円	千円	千円
			46,773	△ 928	45,845
2 繰 入 金		1 一般会計繰入金	661,800	△ 275,402	386,398
			661,800	△ 275,402	386,398
3 繰 越 金		1 繰 越 金	65,000	△ 13,553	51,447
			65,000	△ 13,553	51,447

歳 入	4 諸 収 入	2,442,924	△ 82,317	2,360,607
5 県 債	2 貸付金元利収 入	2,440,522	△ 82,317	2,358,205
	1 県 債	1,143,960	△ 531,330	612,630
合 計	合 計	4,360,457	△ 903,530	3,456,927

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	千円	千円	千円	
		4,360,457	△ 903,530	3,456,927	
合 計	合 計	4,360,457	△ 903,530	3,456,927	

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の利率 償還の方法	限 度 額	起債の利率 償還の方法
中小企業高度化 資金貸付金	千円 1,143,960	%	千円 612,630	%
計	1,143,960	/	612,630	/

昭和60年度鳥取県営林事業特別会計補正予算  
昭和60年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,373千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 1,828	千円 △ 585	千円 1,243
	1 国庫補助金	1,828	△ 585	1,243
2 財産収入		30,035	△ 29,709	326
	1 財産売却収入	30,033	△ 29,709	324
3 繰 入 金		163,944	17,469	181,413
	1 一般会計繰入金	163,944	17,469	181,413
4 繰 越 金		1,000	972	1,972
	1 繰 越 金	1,000	972	1,972

歳 入	合 計	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		53,311	3,480	56,791
2 雑 入		53,211	3,480	56,691
歳 入 合 計	300,118	△ 8,373		291,745

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		千円 255,857	千円 △ 7,349	千円 248,508
	1 職 員 費	116,765	△ 6,275	110,490
	2 造林事業費	4,063	△ 1,300	2,763
	3 保育事業費	110,332	△ 1,117	109,215
	4 処分事業費	7,105	△ 5,228	1,877
	6 管理事業費	17,492	6,571	24,063
2 公 債 費		44,261	△ 1,024	43,237
	1 公 債 費	44,261	△ 1,024	43,237
歳 出 合 計	300,118	△ 8,373		291,745

昭和60年度鳥取県営林事業特別会計補正予算  
昭和60年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,306千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ504,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 69,552	千円 △ 899	千円 68,653
2 使用料及び手数料	1 使用料	228,922	△ 21,552	207,370
4 繰入金	1 一般会計繰入金	44,864	16,692	61,556
5 繰越金	1 繰越金	1	261	262
		1	261	262

歳 出

6 諸収入	1 雑入	27,508	3,192	30,700
7 県債	1 県債	138,000	△ 2,000	136,000
歳入	合計	508,900	△ 4,306	504,594

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費	1 事業費	千円 377,426	千円 △ 847	千円 376,579
2 公債費	1 公債費	131,474	△ 3,459	128,015
歳出	合計	508,900	△ 4,306	504,594

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正額	起債の利率方法	補正額	起債の利率方法
限度額				

千円	%	千円	%
138,000		136,000	
138,000		136,000	
計		計	

昭和60年度鳥取県宮駐車場事業特別会計補正予算

昭和60年度鳥取県の県宮駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 22,926	千円 △ 2,454	千円 20,472
	1 事業収入	22,926	△ 2,454	20,472
2 繰入金		9,204	263	9,467
	1 繰入金	9,204	263	9,467
4 繰入金		0	2,191	2,191
	1 一般会計繰入金	0	2,191	2,191
歳入	合計	32,160	0	32,160

昭和60年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算  
昭和60年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,842千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 16,384	千円 2,346	千円 18,730
	1 負担金	16,384	2,346	18,730
2 繰入金		148,613	△ 8,368	140,245
	1 一般会計繰入金	148,613	△ 8,368	140,245
3 繰入金		1	180	181
	1 繰入金	1	180	181
歳入	合計	164,998	△ 5,842	159,156

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道管理事業費		千円 164,998	千円 △ 5,842	千円 159,156
	1 管理運営費	42,848	△ 1,331	41,517
	2 業務費	122,150	△ 4,511	117,639
歳出	合計	164,998	△ 5,842	159,156

昭和60年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和60年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,248千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 101,190	千円 △ 4,190	千円 97,000
	1 財産売却収入	101,190	△ 4,190	97,000

繰入金	歳入	合計
2	1 一般会計繰入金	218,206
	合計	218,206
	合計	218,206
	合計	△ 22,058
	合計	196,148
	合計	319,397
	合計	△ 26,248
	合計	293,149

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 319,397	千円 △ 26,248	千円 293,149
	1 県立学校水産実習船実習費	319,397	△ 26,248	293,149
歳出	合計	319,397	△ 26,248	293,149

昭和60年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和60年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和60年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

- |                 |           |             |           |
|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| (区 分)           | (既決予定量)   | (補正予定量)     | (計)       |
| (2) 新幡郷発電所調査費   | 100,000千円 | △ 100,000千円 | 0千円       |
| (5) 新幡郷発電所建設事業費 | 0千円       | 100,000千円   | 100,000千円 |

(収益的収入及び支出の補正)  
 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業収益	1,240,665千円	91,066千円	1,331,731千円
第1項 営業収益	1,227,280千円	91,066千円	1,318,346千円
	支	出	

第1款 電気事業費 1,239,882千円 6,886千円 1,246,768千円  
 第1項 営業費用 891,611千円 6,886千円 898,497千円  
 (資本的収入の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 188,754千円は、減債積立金74,000千円、過年度分損益勘定留保資金17,578千円及び当年度分損益勘定留保資金97,176千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1千円	99,010千円	99,011千円
第2項 企業債	0千円	99,000千円	99,000千円
第3項 建設収入	0千円	10千円	10千円

(継続費)  
 第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額

1 資本的支出 1 建設改良費 新橋郷梁電所建設事業 9,531,208千円 60年度 100,000千円

61年度 2,000,000千円  
 62年度 5,530,000千円  
 63年度 1,901,208千円

(企業債)  
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	99,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、以後29年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはずえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(利益剰余金の処分)  
 第7条 予算第7条中「89,879千円」、「70,879千円」及び「19,000千円」を「0千円」に改める。

昭和60年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和60年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和60年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額146,455千円は減債立金17,979千円、当年度分損益勘定留保資金47,567千円、過年度繰越欠損金減少に伴う留保資金57,453千円及び当年度利益剰余金処分額23,456千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	16,695千円	6,200千円	22,895千円
第2項 建設助成金	0千円	6,200千円	6,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	172,350千円	△ 3,000千円	169,350千円
第1項 建設改良費	25,000千円	△ 3,000千円	22,000千円

(利益剰余金の処分の補正)

第3条 予算第8条中「48,761千円」を「23,456千円」に改める。

昭和60年度鳥取県営立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和60年度鳥取県営立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

るによる。

(資本的収入の補正)

第2条 昭和60年度鳥取県営立事業会計予算(以下「予算」という。)

第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額562,453千円は、減債立金135,540千円、当年度分損益勘定留保資金89,745千円及び当年度利益剰余金処分額337,168千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,891,130千円	△ 500,000千円	2,391,130千円
第1項 企業債	2,700,000千円	△ 500,000千円	2,200,000千円
	收	入	

(企業債の補正)

第3条 予算第6条中「2,700,000千円」を「2,200,000千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第4条 当年度利益剰余金のうち337,168千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債償立金 337,168千円

昭和60年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和60年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和60年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」とい

う。) 第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 皆生温泉公園利用人員	70,000人	△ 13,100人	56,900人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	101,858千円	0千円	101,858千円
第1項 営業収益	39,127千円	△ 8,806千円	30,321千円
第2項 営業外収益	118千円	95千円	213千円
第3項 他会計からの借入金	62,613千円	△ 54,110千円	8,503千円
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	62,821千円	62,821千円
支 出			
第1款 観光施設事業費	177,697千円	△ 54,110千円	123,587千円
第3項 他会計からの借入金償還金	62,613千円	△ 54,110千円	8,503千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14千円は、繰越資金14千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入			
第1項 他会計からの借入金	108,970千円	△ 108,965千円	5千円
第2項 他会計からの長期借入金	0千円	108,965千円	108,965千円
支 出			
第1款 資本的支出	217,940千円	△ 108,956千円	108,984千円
第1項 建設改良費	1,190千円	△ 5千円	1,185千円
第3項 他会計からの借入金償還金	108,970千円	△ 108,965千円	5千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金	0千円	14千円	14千円

昭和60年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和60年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和60年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入			
第1項 出資金	653,421千円	△ 21,285千円	632,136千円
第3項 企業債	1,790,000千円	△ 55,000千円	1,735,000千円
第4項 補助金	93,735千円	51,852千円	145,587千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,643,016千円	△ 24,433千円	4,618,583千円



支 出

第1款 資本的支出 4,502,636千円 △ 24,433千円 4,478,203千円  
 第1項 建設改良費 2,285,852千円 △ 24,433千円 2,211,419千円  
 (企業債の補正)  
 第3条 予算第5条中「1,790,000千円」を「1,735,000千円」に改める。

鳥取県告示第四百二十号

昭和六十一年二月定例県議会で三月二十日議決された昭和六十一年度鳥取県一般会計予算、昭和六十一年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県水産実習船実習特別会計予算、昭和六十一年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和六十一年度鳥取県管電氣事業会計予算、昭和六十一年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和六十一年度鳥取県管理立事業会計予算、昭

和六十一年度鳥取県観光施設事業会計予算及び昭和六十一年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 司 次

昭和61年度鳥取県一般会計予算

昭和61年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 258,083,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	10,019,215
	2 事 業 税	9,494,054
	3 不 動 産 取 得 税	1,606,131
	4 県 た ば こ 消 費 税	1,596,471
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	378,297
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	2,936,567
	7 自 動 車 税	5,042,394

2 地 方 譲 与 税	1 地 方 道 路 譲 与 税	12 入 猟 税	12,665
		11 軽 油 引 取 税	2,854,132
		10 自 動 車 取 得 税	1,734,861
3 地 方 交 付 税	1 地 方 道 路 譲 与 税	9 狩 猟 者 登 録 税	17,190
		8 銃 区 税	3,471
		1 地 方 道 路 譲 与 税	1,914,294
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 地 方 交 付 税	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	3,827
		2 石 油 ガ ス 譲 与 税	162,063
		1 地 方 交 付 税	84,585,000
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3 地 方 交 付 税	84,585,000
		2 負 担 金	2,880,164
		1 分 担 金	1,325,812
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金	1 分 担 金	1,325,812
		2 負 担 金	2,880,164



2 總務費	1 總務管理費	9,137,772
	2 企画費	840,767
	3 徴稅費	1,573,821
	4 市町村振興費	538,503
	5 選挙費	371,999
	6 防災費	143,971
	7 統計調査費	251,025
	8 人事委員會費	101,503
	9 監査委員費	106,993
	3 民生費	1 社會福祉費
2 兒童福祉費		5,405,283
3 生活保護費		2,772,161
4 災害救助費		9,240
4 衛生費		8,598,510
5 勞働費	1 公衆衛生費	2,205,438
	2 環境衛生費	522,182
	3 保健所費	1,329,466
	4 医療費	4,541,424
		1,318,445
	1 勞政費	317,949
	2 職業訓練費	529,370
	3 失業対策費	371,283
	4 勞働委員會費	99,843
		41,952,039
6 農林水産業費	1 農業費	10,346,931
	2 畜産業費	2,762,918
	3 農地費	16,434,221
	4 林業費	7,955,246
	5 水産業費	4,452,723
7 商工費		23,114,743

8 土 木 費	1 商 業 費	11,948,612	11 災 害 復 旧 費	3 中 学 校 費	10,441,235	
	2 工 鉱 業 費	10,769,548		4 高 等 学 校 費	15,790,791	
	3 観 光 費	401,583		5 特 殊 学 校 費	2,682,648	
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費	319,154	6 社 会 教 育 費	1,196,963		
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,847,117	7 保 健 体 育 費	853,661		
	3 河 川 海 岸 費	14,428,156	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,937,968		
	4 港 灣 費	8,636,071			2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,526,508
	5 都 市 計 画 費	5,831,209	12 公 債 費	29,929,083		
	6 住 宅 費	3,112,622			1 公 債 費	29,929,083
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	9,650,253			13 諸 支 出 金	1,453,511
	2 警 察 活 動 費	1,230,296	1 公 営 企 業 支 出 金	168,690		
	1 教 育 総 務 費	3,091,821	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	131,138		
10 小 学 校 費	2 小 学 校 費	18,424,165	14 予 備 費	100,000		
					3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,153,683
				1 予 備 費	100,000	

歳	出	合	計	258,083,000
---	---	---	---	-------------

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	4 高等学校費	鳥取商業高等学校整備費	千円 916,290	61	千円 333,200
				62	583,090

第3表 債務負担行為  
新規

事項	項目	期間	限度額	額
鳥取県土地開発公社の借入金に対する債務保証	看護学生等修学資金貸付金	昭和61年度から昭和63年度まで	鳥取県土地開発公社が昭和61年度に国庫債務負担行為による補助事業の用に供する土地の先取り入れをするために金融機関から借り入れする1,571,000千円	千円 13,728
		昭和61年度から昭和73年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社(財団法)が昭和61年度から昭和73年度まで中小企業近代化資金等助成法に基づいて、昭和61年度から昭和73年度まで、中小企業者に貸与するための設備に相当する金額を限度とし、当該設備の回収不能により生じた損失金額の回収不能により生じた損失金額	千円 6,753,607千円並びに昭和61年度以降財団法人米子崎津地区開発促進公社借入

金損失補償	事由	期間	限度額	額
進公社が工業団地造成事業を行う事、借入金の返済に支障をきたしたため、借入金の50パーセントに相当する額	野菜価格安定対策事業補助	昭和61年度から昭和63年度まで	231,011	
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和61年度から昭和63年度まで	昭和61年度から昭和63年度まで	損失補償契約に定める損失補償額に相当する額	
乾しいたげ価格安定対策事業補助	昭和61年度	昭和61年度	30,267	
農業近代化資金利子補給	昭和61年度から昭和81年度まで	昭和61年度から昭和81年度まで	融資総額7,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.75/100に相当する金額	
農業近代化推進資金利子補給	昭和61年度から昭和67年度まで	昭和61年度から昭和67年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額	
呉嶺災害対策利子補給	昭和61年度から昭和62年度まで	昭和61年度から昭和62年度まで	昭和61年度における果樹災害に連関して、鳥取県果樹農協同組合利子補給額の1/3に相当する金額	
水田高度利用促進対策事業補助	昭和61年度から昭和62年度まで	昭和61年度から昭和62年度まで	224,515	
財団法人鳥取県農業損失補償	昭和61年度から昭和62年度まで	昭和61年度から昭和62年度まで	融資元本500,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において	

漁業近代化資金利子補給	昭和61年度から昭和77年度まで	て社団法人全国農地保有合理化協会が半済を受けることができなかに連約金の合計額に相当する金額	
漁業経営維持安定資金利子補給	昭和61年度から昭和69年度まで	融資総額 1,200,000千円を限度とし、各年度融資残高の4/100に相当する金額	
漁業経営安定資金利子補給	昭和61年度から昭和63年度まで	融資総額 300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の8/100に相当する金額	
中型いか釣り漁業構造再編整備資金利子補給	昭和61年度から昭和72年度まで	融資総額 100,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3.5/100に相当する金額	
主要地方道鳥取港線道路改良事業用地購入費	昭和61年度から昭和65年度まで	731,000	
一般国道181号橋りょう(安養寺橋)のうち上部工事	昭和61年度から昭和62年度まで	160,000	
一般国道鳥取砂丘線(橋りょう架換工事)のうち新浜坂橋)のうち上部工事	昭和61年度から昭和62年度まで	90,000	
一般国道猪子原上石一見(T)線橋りょう架換工事(新末吉橋)のうち上部工事	昭和61年度から昭和62年度まで	140,000	
鳥取都市計画道路停車場加線街路事業用地購入費	昭和61年度から昭和65年度まで	510,000	
米子境港都市計画道路路外港外江線街路事業用地購入費	昭和61年度から昭和65年度まで	330,000	
天柵川流域下水道事業中江幹線管きよ布設工事(1工区その1)	昭和61年度から昭和63年度まで	1,470,000	
公営住宅建設事業	昭和61年度から昭和62年度まで	146,234	
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	昭和61年度から昭和67年度まで	28,897	
警察職員住宅賃貸借料	昭和61年度から昭和75年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元償還金に相当する金額52,373千円並びに火災保険料に相当する金額の合計額	
育英奨学生貸付金	昭和61年度から昭和68年度まで	96,624	
地域改善対策大学奨学生貸付金	昭和61年度から昭和66年度まで	73,056	
変 更			
補 正 前	補 正 後		
事 項 期 間 限度額	事 項 期 間 限度額		





港湾建設費	1,030,000	同	上	同	上	上
港湾ふ頭用地造成費	570,000	同	上	同	上	上
港湾管理組合費	142,000	同	上	同	上	上
空港費	1,003,000	同	上	同	上	上
街路事業費	755,000	同	上	同	上	上
公園費	387,000	同	上	同	上	上
下水道費	300,000	同	上	同	上	上
公営住宅建設事業費	753,000	同	上	同	上	上
交通指導取給費	94,000	同	上	同	上	上
高等学校施設設備整備費	1,049,000	同	上	同	上	上
治山施設災害復旧費	33,000	同	上	同	上	上
漁港施設災害復旧費	33,000	同	上	同	上	上
建設災害復旧費	726,000	同	上	同	上	上
港湾災害復旧費	22,000	同	上	同	上	上
直轄河川事業費	778,000	同	上	同	上	上
直轄海岸保全事業費	120,000	同	上	同	上	上

直轄砂防事業費	215,000	同	上	同	上
直轄ダム事業費	2,000	同	上	同	上
直轄港湾事業費	364,000	同	上	同	上
直轄災害復旧費	85,000	同	上	同	上
計	21,656,000				

昭和61年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ944,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入		千円
		941,193
1 用品調達事業収入		635,963
	2 自動車管理事業収入	11,157

	3 集中管理事業収入	294,073
2 繰越金	1 繰越金	8,523
	合計	3,523
歳入		944,716

歳 出

1 事業費	1 用品調達事業費	629,804
	2 自動車管理事業費	11,158
	3 集中管理事業費	293,773
	合計	944,735
2 諸支出金	1 繰出金	9,981
	合計	944,716

昭和61年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和61年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,987,043千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 証紙収入	1 証紙収入	2,923,269
	合計	2,923,269
2 繰越金	1 繰越金	63,774
	合計	63,774
歳入		2,987,043

歳 出

1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	2,952,575
	合計	2,952,575
2 諸支出金	1 諸支出金	1
	合計	1

3 予 備 費	1 債 還 金		1
	1 予 備 費		
			34,467
			34,467
歳 出	合 計		2,987,043

昭和61年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 14,000
	1 国 庫 貸 付 金	14,000
2 繰 入 金		7,659
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,659
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		77,868
	1 貸 付 金 元 利 収 入	77,480
	2 雑 入	388
歳 入	合 計	99,528

款	項	金 額
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		千円 99,528
	1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	99,528
歳 出	合 計	99,528

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	昭和61年度から昭和65年度まで	千円 72,516

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 14,000	政府の定める方法 による。	無利子 %	母子及び寡婦福祉 法(昭和39年法律 第129号)第14条 第2項に定める方 法による。
計	14,000			

昭和61年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 11,378
	1 繰 越 金	11,378
2 諸 収 入		55,995
	1 貸付金元利収入	55,552
	2 雑 入	443
歳 入	合 計	67,373

歳 出

款	項	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円 67,373
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	67,373
歳 出	合 計	67,373

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金等貸付金	昭和61年度から昭和64年度まで		千円 10,752

昭和61年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,082,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 35,337
	1 国庫補助金	35,337

2 繰 入 金	繰 入	1 一般会計繰入金	552,545
		繰 越 金	14,178
3 繰 越 金	繰 越	1 繰越金	14,178
		繰 入	2,453,747
4 諸 収 入	諸 収	1 県預金利子	1,636
		2 貸付金元利収入	2,452,110
		3 雑 入	1
5 県 債	県 債	1 県 債	1,026,714
		歳 入 合 計	4,082,521
歳 出			
1 中小企業近代化資金貸付事業費	歳 出	1 中小企業近代化資金貸付事業費	千円 4,082,521
		歳 出 合 計	4,082,521

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	1,026,714千円	中小企業事業団の定める方法による。	4.3以内%	中小企業事業団の業務に基つて、都道府県対第5条に定める方法による。
計	1,026,714			

昭和61年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,877千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額

1 国庫支出金

千円  
55,887

1 国庫貸付金

55,887

2 繰 入 金

38,443

1 一般会計繰入金

38,443

3 繰 越 金

95,283

1 繰 越 金

95,283

4 諸 収 入

311,264

1 貸付金元利収入

311,262

2 県預金利子

1

3 雑 入

1

歳 入 合 計

500,877

歳 出

款

項

金額

1 農業改良資金貸付事業費

千円  
500,877

1 農業改良資金貸付事業費

500,877

歳 出 合 計

500,877

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 55,887	政府の定める方法 による。	無利子 2%	農業改良資金助成 法に定める方法に よる。
計	55,887			

昭和61年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 2,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,000
2 繰 越 金		31,240

1 繰 越 金 31,240

3 諸 収 入 60,761

1 貸 付 金 元 利 収 入 60,759

2 県 預 金 利 子 1

3 雑 入 1

歳 入 合 計 94,001

歳 出

款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 94,001
	1 林業改善資金貸付事業費	94,001
歳 出 合 計		94,001

昭和61年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,222千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算]による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債]による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,383
	1 国庫補助金	1,383
2 財産収入		56,816
	1 財産売却収入	56,814
	2 財産運用収入	2
3 繰入金		169,864
	1 一般会計繰入金	169,864
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		46,159

歳出	項	金額
6 県債	1 受託事業収入	100
	2 雑収入	46,059
1 県債		27,000
	1 県債	27,000
合計		302,222

歳出	項	金額
1 県営林事業費		千円 256,117
	1 職員費	116,341
	2 造林事業費	4,613
	3 保育事業費	106,124
	4 処分事業費	11,033
	5 公有林野分収造林事業費	100
2 公債費	6 管理事業費	17,906
	1 公債費	46,105
		46,105



歳 出 合 計	302,222
---------	---------

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	27,000 千円	証券借入れ又は証券発行金その他の収入を以て、又は、起債の償還に充てる。また、起債の償還に充てる。	10以内 %	借入年度から25年以内償還する。そのうち、償還期間の前半は、長期償還として、後半は短期償還として償還する。また、償還期間の前半は、長期償還として、後半は短期償還として償還する。
計	27,000			

昭和61年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算  
昭和61年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ327,352千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	237,451 千円
	1 財産売却収入	3
3 繰越金	1 一般会計繰入金	56,148
	1 繰越金	1
5 諸収入	1 雑収入	33,749
	合計	327,352

歳 出

款	項	金額

1 事 業 費	1 事 業 費	180,420
	2 公 債 費	146,932
合 計		327,352

昭和61年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,342千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	15,446
		15,446
2 繰 入 金		9,063

3 繰 越 金	1 繰 越 金	6,382
	4 諸 収 入	60,451
	1 貸 付 金 元 利 収 入	60,449
	2 具 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
合 計		91,342

歳 出

款	項	金額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	91,342
		91,342
合 計		91,342

昭和61年度鳥取県大山有料道路事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,186千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 3,186
	1 雑 入	3,186
歳 入	合 計	3,186

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 3,186
	1 公 債 費	3,186
歳 出	合 計	3,186

昭和61年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算

昭和61年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,396千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 事 業 収 入		千円 21,589
	1 事 業 収 入	21,589
2 繰 越 金		9,777
	1 繰 越 金	9,777
3 諸 収 入		30
	1 雑 入	30
歳 入	合 計	31,396

歳 出

款	項	金額
1 県 営 駐 車 場 事 業 費		千円 31,396

1 県営駐車場管理費	31,396
歳 出 合 計	31,396

昭和61年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算  
 昭和61年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の予算は、次に  
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ222,278千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円
	1 負 担 金	82,541
2 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	139,736
3 繰 越 金		
	1 繰 越 金	1

歳 入 合 計	222,278
---------	---------

款	項	金額
1 流域下水道管理事業費		千円
	1 管 理 運 営 費	49,146
	2 業 務 費	173,132
歳 出 合 計		222,278

昭和61年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算  
 昭和61年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,182千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円
		134,869

2	繰越金	1	財産売却収入	134,869
				5,280
		1	繰越金	5,280
3	諸収入	1	雑収入	33
				33
		合 計		140,182

1	県立学校農業実習費	1	県立学校農業実習費	140,182
				千円 140,182
		合 計		140,182

歳出予算による。  
第1表 歳入歳出予算  
歳 入

1	財 産 収 入	1	財産売却収入	101,184
				千円 101,184
		1	財産売却収入	101,184
2	繰 入 金	1	一般会計繰入金	221,293
				221,293
		合 計		221,293
3	諸 収 入	1	雑 入	1
				1
		合 計		322,478

1	県立学校水産実習船実習費	1	県立学校水産実習船実習費	322,478
				千円 322,478
		合 計		322,478

昭和61年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算  
昭和61年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,478千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

昭和61年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算  
 昭和61年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,740千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円
		1,370
2 繰入金	1 負担金	1,370
	1 一般会計繰入金	1,370
歳 入	合 計	2,740

歳 出

款	項	金 額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		千円
		2,740

歳 出	合 計	金 額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		2,740

昭和61年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和61年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 131,034,000KWH
- (2) 新幡郷発電所建設事業費 2,000,000千円
- (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (4) 若桜発電所調査費 5,000千円
- (5) 河原発電所調査費 2,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 収 入                    | 支 出                   |
| 第1款 電気事業収益 1,345,030千円 | 第1款 電気事業費 1,215,262千円 |
| 第1項 営業収益 1,326,627千円   | 第1項 営業費用 878,963千円    |
| 第2項 営業外収益 18,403千円     |                       |







るものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、64,220千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 104,788千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち44,065千円及び当年度利益剰余金のうち14,056千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 58,121千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

昭和61年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和61年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 1ヘクタール

(2) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費 1,687,423千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 埋立事業収益 319,720千円

第1項 営業収益 319,700千円

第2項 営業外収益 20千円

支出

第1款 埋立事業費 159,417千円

第1項 営業費用 159,417千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,076千円は繰越利益剰余金処分額7,076千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 3,386,245千円

第1項 企業債 3,203,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 建設収入 182,047千円

支出

第1款 資本的支出 3,393,321千円

第1項 建設改良費 1,688,621千円

第2項 企業債償還金 1,704,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の



第1款 観光施設事業費 163,953千円

第1項 営業費用 75,175千円

第2項 営業外費用 29,731千円

第3項 他会計からの借入金償還金 59,047千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 108,445千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収入

第1款 資本的収入 108,445千円

第1項 他会計からの借入金 108,445千円

支出

第1款 資本的支出 216,890千円

第1項 建設改良費 665千円

第2項 企業債償還金 107,780千円

第3項 他会計からの借入金償還金 108,445千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、171,000千円と定める。

昭和61年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和61年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 748床

(2) 年間入院患者数 255,500人

(3) 年間外来患者数 345,136人

(4) 一日平均入院患者数 700人

(5) 一日平均外来患者数 1,166人

(6) 主要な建設改良事業 厚生病院旧棟改修事業 305,689千円

医療機器備品 284,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益 8,966,127千円

第1項 医業収益 7,975,645千円

第2項 医業外収益 912,213千円

第3項 特別利益 78,269千円

支出

第1款 病院事業費用 9,242,879千円

第1項 医業費用 8,756,717千円

第2項 医業外費用 408,579千円

第3項 特別損失 77,583千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 240,697千円は当年度分損益勘定留保資金240,697千円で補てんするものとする。)



(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 147,348千円  
(2) 厚生病院旧棟改修事業に要する経費 71,260千円  
(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,764,058千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	心臓血管連続撮影装置	一式